

平成17年第11回美郷町議会定例会

議事日程（第3号）

平成17年12月16日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 議案第 94号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同約の一部変更について
- 第 2 議案第 95号 秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 第 3 議案第 96号 美郷町と大仙市との間における県営ほ場整備事業（堀板地区）に関する事務の委託に関する規約に係る協議について
- 第 4 議案第 97号 美郷町国民保護協議会条例の制定について
- 第 5 議案第 98号 美郷町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 第 6 議案第 99号 美郷町特別職報酬等審議会条例の制定について
- 第 7 議案第100号 工事請負契約の締結について
- 第 8 議案第101号 工事請負契約の一部変更について
- 第 9 議案第102号 工事請負契約の一部変更について
- 第10 議案第103号 工事請負契約の一部変更について
- 第11 議案第104号 財産の譲与について
- 第12 議案第105号 仙南村種苗センター設置条例の廃止について
- 第13 議案第106号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第14 同意第 4号 美郷町教育委員の任命につき同意を求めることについて
- 第15 議案第107号 指定管理者の指定について
- 第16 議案第108号 指定管理者の指定について
- 第17 議案第109号 指定管理者の指定について
- 第18 議案第110号 指定管理者の指定について
- 第19 議案第111号 指定管理者の指定について
- 第20 議案第112号 指定管理者の指定について

- 第 2 1 議案第 1 1 3 号 指定管理者の指定について
- 第 2 2 議案第 1 1 4 号 指定管理者の指定について
- 第 2 3 議案第 1 1 5 号 指定管理者の指定について
- 第 2 4 議案第 1 1 6 号 指定管理者の指定について
- 第 2 5 議案第 1 1 7 号 指定管理者の指定について
- 第 2 6 議案第 1 1 8 号 指定管理者の指定について
- 第 2 7 議案第 1 1 9 号 指定管理者の指定について
- 第 2 8 議案第 1 2 0 号 美郷町六郷温泉施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 2 9 議案第 1 2 1 号 美郷町千畑複合温泉施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 3 0 議案第 1 2 2 号 美郷町千畑生産物直売所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 3 1 議案第 1 2 3 号 美郷町道の駅雁の里農業振興施設の設置及び管理に関する条例の制定
について
- 第 3 2 議案第 1 2 4 号 美郷町手づくり工房湧子ちゃんの設置及び管理に関する条例の制定に
ついて
- 第 3 3 議案第 1 2 5 号 美郷町ニテコ名水庵の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 3 4 議案第 1 2 6 号 美郷町あったか山直売所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 3 5 議案第 1 2 7 号 美郷町アクティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 3 6 議案第 1 2 8 号 美郷町青少年研修施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 3 7 議案第 1 2 9 号 美郷町陸上競技場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 3 8 議案第 1 3 0 号 美郷町障害者福祉施設サンワーク六郷の設置及び管理に関する条例の
制定について
- 第 3 9 議案第 1 3 1 号 美郷町いきいき館の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 4 0 議案第 1 3 2 号 美郷町老人福祉センター清水苑の設置及び管理に関する条例の制定に
ついて
- 第 4 1 議案第 1 3 3 号 平成 1 7 年度美郷町一般会計補正予算第 8 号
- 第 4 2 議案第 1 3 4 号 平成 1 7 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号
- 第 4 3 議案第 1 3 5 号 平成 1 7 年度美郷町老人保健特別会計補正予算第 2 号
- 第 4 4 議案第 1 3 6 号 平成 1 7 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第 5 号
- 第 4 5 議案第 1 3 7 号 平成 1 7 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 4 号
- 第 4 6 陳情第 1 0 号 佐竹公館址の拡張、環境整備に関する陳情書

- 第47 陳情第 11号 介護保険の改善を求める陳情書
- 第48 陳情第 12号 患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかる医療」を求める陳情書
- 第49 陳情第 13号 社会保障制度充実と最低保障年金制度創設を求める陳情書
- 第50 陳情第 14号 庶民大増税の中止をもとめる陳情書
- 第51 陳情第 15号 陳情書 子宮頸ガン検診の逐年施行のお願い
- 第52 陳情第 16号 安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改善を求める陳情
- 第53 陳情第 17号 地方交付税、地方財政の確保に向けた意見書採択を求める陳情書
- 第54 陳情第 18号 法務局の増員に関する陳情
- 追加第1 発議第15号 患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかる医療」を求める意見書の提出について
- 追加第2 発議第16号 社会保障制度充実と最低保障年金制度創設を求める意見書の提出について
- 追加第3 発議第17号 庶民大増税の中止をもとめる意見書の提出について
- 追加第4 発議第18号 安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改善を求める意見書の提出について
- 追加第5 発議第19号 地方交付税、地方財政の確保を求める意見書の提出について
- 追加第6 発議第20号 法務局の増員に関する意見書の提出について
- 追加第7 閉会中の継続審査及び継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（ 2 2 名）

1 番	鈴木 一 君	2 番	福田 守 君
3 番	杉澤 隆 一 君	4 番	熊谷 隆 一 君
5 番	鈴木 良 勝 君	6 番	中村 利 昭 君
7 番	中村 美智男 君	8 番	泉 美和子 君
9 番	武藤 威 君	10 番	戸 沢 藤 一 君
11 番	森 元 淑 雄 君	12 番	熊 谷 良 夫 君
13 番	齊 藤 新 一 郎 君	14 番	澁 谷 俊 二 君
15 番	泉 繁 夫 君	16 番	吉 野 久 君
17 番	深 沢 義 一 君	18 番	高 橋 正 治 君
19 番	戸 沢 勉 君	20 番	飛 澤 龍 右 工 門 君
21 番	高 橋 猛 君	22 番	伊 藤 福 章 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	助 役	佐々木 敬 治 君
収 入 役	坂 本 昇 一 君	町長公室長	二 藤 誠 祥 君
総務課長	森 川 福 蔵 君	企 画 課 長	小 原 正 彦 君
税 務 課 長	深 澤 章 一 君	住 民 生 活 課 長	鈴 木 四 郎 君
総合サービス課長 （六郷庁舎）	飛 澤 明 則 君	総合サービス課長 （千畑庁舎）	中 野 弘 君
総合サービス課長 （仙南庁舎）	樋 場 雄 一 君	福 祉 保 健 課 長	辻 一 志 君
農 政 課 長	深 澤 廣 君	商 工 観 光 課 長	小 林 宏 和 君
建 設 課 長	照 井 一 夫 君	国 体 準 備 室 長	渋 谷 喜 一 君
出 納 室 長	大 澤 薫 君	農 業 委 員 会 会 長	蒔 野 賢 之 輔 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 内 英 世 君	教 育 委 員 長	清 水 猛 君
教 育 長	高 橋 福 雄 君	学 務 課 長	高 橋 薫 君
社 会 教 育 課 長	小 松 清 君	幼 児 教 育 課 長	泉 谷 隆 雄 君

代表監査委員 久米 力 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 武 藤 久 男

参 事 波 谷 新 一

局 長 補 佐 久 米 良 子

上 席 主 任 大 澤 修

開議の宣告

議長（伊藤福章君） 定刻並びに出席議員が定足数に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議案第94号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 日程第1、議案第94号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同約の一部変更についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

これより議案第94号について採決いたします。

お諮りします。議案第94号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第94号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同約の一部変更については原案のとおり決しました。

議案第95号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 日程第2、議案第95号 秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第95号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第95号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、議案第95号 秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少については原案のとおり決しました。

議案第96号の質疑、討論、採決

議長(伊藤福章君) 日程第3、議案第96号 美郷町と大仙市との間における県営ほ場整備事業(堀板地区)に関する事務の委託に関する規約に係る協議についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第96号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第96号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、議案第96号 美郷町と大仙市との間における県営ほ場整備事業(堀板地区)に関する事務の委託に関する規約に係る協議については原案のとおり決しました。

議案第97号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 日程第4、議案第97号 美郷町国民保護協議会条例の制定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

12番、熊谷良夫君。

12番（熊谷良夫君） 前回の説明の中で、このことは平成18年度中にいわゆる美郷町の国民保護法制定のためということ、若干まだ時間があると思いますけれども、この予算措置はいつ行うつもりで、その裏づけというのは、どのようなこと……。

議長（伊藤福章君） 住民生活課長。

住民生活課長（鈴木四郎君） お答え申し上げます。

県の方で本年度中に計画の策定がなされます。町においては、条例等の整備を行いまして、議員おっしゃられましたとおり平成18年度に計画書を策定することになります。

これら条例にありますとおり、協議会に関する本部とか、そういう費用等につきましては、年度当初には計上することは今の時点では考えてございませんけれども、補正等に対応したいと、そういうふうに考えてございます。

議長（伊藤福章君） 12番、熊谷良夫君。

12番（熊谷良夫君） これは、国会で、いわゆる有事7法案の中の一つでありまして、国会でも余り十分に審議されないで通った法案でありまして、この計画書に基づいて今月の11日に鳥取県で実際に訓練をしております。この中で、いわゆる住民あるいは消防団などはまず避難訓練という形でやって、自衛隊は最前線で敵の排除に当たっておりますけれども、現在の自衛隊法ではまだ自衛隊は軍隊ではありませんので、実際は有事が起きた場合は、同盟国である米軍が当たるのではないかという、非常に懸念される法案であると思います。

この有事7法案の中の一つに米軍行動円滑化法案とありますが、これを裏づけるための法案ではないかと思っておりますので、もうちょっと、いわゆる国に言われたから、県に言われたからというようなやり方ではなく、もうちょっと慎重に審査してやるべきではないかと思っておりますので、この中身について当局ではどのような見解を持っているものでしょうか。

議長（伊藤福章君） 住民生活課長。

住民生活課長（鈴木四郎君） お答え申し上げます。

この武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律でございますけれども、国及び県、市町村等の各実施する役割等について区分されてございます。県の方については、もう条例化されてございますけれども、これら計画策定に当たりましては、法にありますとおり、市町村の実施する国民の保護のための措置ということで、法の第16条にうたわれているとおり、町においては住民の避難等誘導、それから災害が生じた場合は、それらの復旧というふうな内容になってございます。これから県の方といろいろ協議しまして、十分協議会等でももんでいただきまして、計画の策定に当たってまいりたいと、そういうふうにご考えてございます。

議長（伊藤福章君） 8番、泉 美和子君。

8番（泉 美和子君） 私もこの国民保護法は、いろいろ平和の問題として大変重要な中身だと思いますが、しかし、なかなか県では条例制定されていても、中身として県民に十分に知らされていないと思います。

そういう段階で、町がまた全県に先駆けてこの条例を制定していくというのも大変いかなものかと思うんですけれども、そして、この武力攻撃事態における国民の保護とうたっていますが、国会の審議の中でも武力攻撃ということに関しては、日本が他国から攻撃を受けることという、そういう事態、そういう可能性は低いというようなことを政府も認めている。こういうことが報道されています。そういう中で、こういうものを町がつくっていくというのは、ちょっと時期尚早なのではないかと思うんですが、町長は武力攻撃事態というものをどのように想定していますか。考えていますか。

議長（伊藤福章君） 町長。

町長（松田知己君） 法律で全国的にこの国民保護法に基づいて対応をとるということでありますので、その法律の趣旨にかんがみまして、町としては今定例会で対応したいというふうな考え方です。

議長（伊藤福章君） 8番、泉 美和子君。

8番（泉 美和子君） 国の法律の制定に基づいて県でも制定して、そして市町村でもしていかなければいけないということはわかりますけれども、いろいろ中身としては、国民保護と言っていますけれども、保護の名のもとにかえって住民を統制していく、そういう法律だということも言われているわけです。

そういうことを思えば、もう少しいろいろ慎重に、平成18年度中ですので、今制定しなくても、もっといろいろ住民に知らせながら、もう少し後でもいいのではないかと思うんですけれども、

中身が十分理解されないまま出されていると思うんですが……。

議長（伊藤福章君） 住民生活課長。

住民生活課長（鈴木四郎君） お答え申し上げます。

これら計画書の策定につきましては、これから平成18年度中に策定することになりますけれども、それらを策定する前の段階でこういう組織等の条例化をしなければならないと。こういう組織がないと計画も策定できないということのようになってございますので、計画策定につきましては、県及び国等の流れを十分把握しながら、町の方でもそれら計画の策定について十分慎重に対応していきたいと、そういうふうに考えてございます。

議長（伊藤福章君） ほかにありませんか。

12番、熊谷良夫君。

12番（熊谷良夫君） 動議を提出したいと思います。

今非常にまだまだ国でも、いわゆる与党内でも非常に問題になっている原案でありますので、慎重を期するために、総務委員会に付託して、継続審査とすることを動議として提出したいと思います。（「賛成」の声あり）

議長（伊藤福章君） 暫時休憩します。

（午前10時12分）

議長（伊藤福章君） 休憩を解きまして、本会議再開いたします。

（午前10時15分）

議長（伊藤福章君） ただいま熊谷君より動議が提出されておりますが、その動議の取り扱いについてお伺いします。

暫時休憩します。

（午前10時16分）

議長（伊藤福章君） 会議を再開します。

（午前10時25分）

議長（伊藤福章君） ただいま12番、熊谷良夫君から動議が提出されました。

この動議は、賛成者がありますので、成立しました。

暫時休憩します。

（午前10時26分）

議長（伊藤福章君） 休憩を解きまして、本会議再開いたします。

（午前10時27分）

議長（伊藤福章君） 12番、熊谷良夫君から動議が提出されました。

この動議は賛成者がありますので、熊谷良夫君の動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（伊藤福章君） 起立少数です。したがって、追加日程第1として議題とすることは否決されました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

8番、泉 美和子君、登壇願います。

（8番 泉 美和子君 登壇）

8番（泉 美和子君） 私は、この議案に反対の立場から討論いたします。

国民保護法は、戦争のために自治体や公共機関、民間企業に戦争協力の計画づくりや実行を迫り、平時から戦争に備えさせる体制をつくろうとするものであり、アメリカ軍、自衛隊が軍事活動を自由に行うため、国民保護の名で国民を統制、管理、動員する法律であります。

今議案は、このことを具体化していくための条例制定でありますので、賛成できません。以上です。

議長（伊藤福章君） ほかにありませんか。

17番、深沢義一君、登壇願います。

（17番 深沢義一君 登壇）

17番（深沢義一君） 賛成の立場から討論いたします。

昨今のテロと武力攻撃が多数発生している中、当町としても他人事とは思えず、むしろそれに備えた審議のためにも条例として制定するべきと私は思います。以上です。

議長（伊藤福章君） 異議がありますので、採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（伊藤福章君） 起立多数と認めます。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

議案第98号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 日程第5、議案第98号 美郷町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

8番、泉 美和子君、登壇願います。

（8番 泉 美和子君 登壇）

8番（泉 美和子君） 私は、この議案に反対の立場から討論いたします。

先ほどの議案と同じような趣旨であります。外部からの万が一の不当な侵略があった場合や

大震災や大規模災害のときに政府や地方自治体が国民の保護に当たらなければならないのは当然のことです。

しかし、有事法制における国民保護計画は、災害救助における住民避難計画などとは根本的に違うものであります。

地方自治体に課せられるのは、アメリカ軍と自衛隊の軍事行動を優先し、国民をアメリカの戦争に動員する計画づくりであります。地方自治体本来の住民の安全、環境を守ることが逆にできなくなります。自治体の役割は、完全に否定されることになると思います。

こういう国民保護法に基づいた条例制定でありますので、賛成できません。

議長（伊藤福章君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議がありますので、採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（伊藤福章君） 起立多数と認めます。

したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

議案第99号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 日程第6、議案第99号 美郷町特別職報酬等審議会条例の制定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第99号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第99号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第99号 美郷町特別職報酬等審議会条例の制定については原案のとおり決しました。

議案第100号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 日程第7、議案第100号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第100号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第100号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第100号 工事請負契約の締結については原案のとおり決しました。

議案第101号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 日程第8、議案第101号 工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

20番、飛澤龍右工門君。

20番（飛澤龍右工門君） 確認の意味で質問をいたします。

ことは非常に例年より早く降雪がありまして、この今101号の件に関して舗装の分で追加されたところでございます。それで、実は今テレビでもにぎわっておりますけれども、強度あるい

は耐久に対して今のこの時期にやるのに関しては、何ら支障はないかお伺いたします。

議長（伊藤福章君） 建設課長。

建設課長（照井一夫君） お答えいたします。

このような荒れた天候でございます。したがって、工事期間がまだあるわけでございます。それを見はかりながら、その後の対策を考えたいと、このように考えてございます。

議長（伊藤福章君） 20番、飛澤龍右工門君。

20番（飛澤龍右工門君） 今議案の101号の件について質問をいたしましたけれども、実は私がここに来る間に完成期日が過ぎておるところもあります。たまたまやっぱりこういう降雪のために工事が多分期日までおくらせているのではないかなと私見ておるところでございますけれども、やはりこういう時期になりますと、ややもすれば工事請負者がまず早くやっつけてしまえというような状態でやられると非常に困るのではないかなと私危惧するところでございます。

そういう意味からしても、課の方でもやっぱりそれなりの対策を講じながら、監督責任の意味があるのではないかなと思いますけれども、そこら辺をお願いします。

議長（伊藤福章君） 建設課長。

建設課長（照井一夫君） お答えします。

当然責任はあると思っております。当然管理者、それから業者の方の管理も含めてでございますが、指導という立場から申し上げますと、そういう時間帯、時期、そのものを考慮しながら施工するのがベストなわけでございます。

ただ、こういう時期にこのような雪が降って、こういう事態になったわけで、できるだけそのようなことのないよう、指導には十分今後配慮してまいりたいと、このように考えてございます。

議長（伊藤福章君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第101号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第101号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 101号 工事請負契約の一部変更については原案のとおり決しました。

議案第 102号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 日程第 9、議案第 102号 工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第 102号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 102号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 102号 工事請負契約の一部変更については原案のとおり決しました。

議案第 103号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 日程第10、議案第 103号 工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

16番、吉野 久君。

16番（吉野 久君） この議案 103号、それから、その前に可決しました 102号、101号ともに当初事業計画、予算との請負差額で追加した事業と思えますけれども、この 103号が一番明快にわかるので質問するんですけれども、既存施設の撤去ということでこれが追加になっております。既存施設というのは、当然に当初計画でもそこにあるということがわかっていたはずで

それを今回追加事業として提案する。どうも建設サイドの事業には請負差額を前提にして後で追加していくような工事が多いような気がいたします。

私は、こういうふうに最初からわかるような工事だったら、それも含めてもちろん事業提案し、それをやはり入札すべきものじゃないかなと思います。

本来こういうふうに加えていくやり方は、町としてそういうやり方がよしとして行うんでしようけれども、一つの工事の不用額は不用額として私は出すべきだと思いますし、また、そういうものを予算上計画できなかったものに充てていく、そういう考え方もあると思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（伊藤福章君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林宏和君） 議案第 103号についてご説明申し上げます。

この支障物につきましては、当初計画で見込んでございます。というのは、この外構工事につきましては、町単独事業で行おうとしてございましたが、このたび県との協議によりまして、国の補助事業を受けられると。そういうことで、今回変更増のお願いをしているわけでございます。

いずれ、建物につきましては、変更増減がございませんが、その外構工事は、今後なるべく町単独事業を減らそうと考えてございますので、よろしくご理解願いたいと思います。以上でございます。

議長（伊藤福章君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第 103号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 103号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 103号 工事請負契約の一部変更については原案のとおり決しました。

議案第104号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 日程第11、議案第104号 財産の譲与についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

20番、飛澤龍右工門君。

20番（飛澤龍右工門君） 前回協議会の説明の中で、補助金いただいている事業でございます。その中で、補助金の返還はあり得ないという説明がありましたけれども、この件については、県なり、そういうところの機関と相談の上での結果ですか。

議長（伊藤福章君） 農政課長。

農政課長（深澤 廣君） ただいまの質問にお答えします。

この施設は、県の補助金を受けてつくってございます。そういう意味で、県と協議した結果、施設の設置目的が外れなければ補助金の返還は必要ないということで、協議が整ってございます。

議長（伊藤福章君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第104号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第104号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第104号 財産の譲与については原案のとおり決しました。

議案第105号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 日程第12、議案第105号 仙南村種苗センター設置条例の廃止についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第 105号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 105号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 105号 仙南村種苗センター設置条例の廃止については原案のとおり決しました。

議案第 106号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 日程第13、議案第 106号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第 106号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 106号について原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 106号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに決しました。

同意第4号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 日程第14、同意第4号 美郷町教育委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

同意第4号についてこれより採決いたします。

お諮りします。同意第4号について原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって同意第4号 美郷町教育委員の任命につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決しました。

これにて10分間休憩します。

（午前10時46分）

議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前10時56分）

議案第107号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 日程第15、議案第107号 指定管理者の指定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第 107号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 107号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 107号 指定管理者の指定については原案のとおり決しました。

議案第 108号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 日程第16、議案第 108号 指定管理者の指定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、吉野 久君。

16番（吉野 久君） 107号も 108号も温泉施設の指定管理者を定めるものですが、指定管理者制度そのものの目的に民活を利用しながら経営努力を促し、自治体の経費削減ということも目的の一つにあると思います。

事業計画書、当然に各施設から出していると思いますけれども、その内容は、例えばあったか山の場合は、すべて利用料金制ですので、サービス内容のグレードアップというようなことで計画なされていると思いますけれども、そのほかの補助金を出している施設の事業計画書は、どのような内容になっておるのでしょうか。

議長（伊藤福章君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林宏和君） 議案第 108号につきましてご説明申し上げます。

この指定管理者、株式会社千畑ヘルス観光におきましては、補助金の計画願いが出ております。それにつきましては、今温水プールがございます。まず、これにつきましては、本来町が経営すべきなんですが、いずれ利用者が非常に多いと。これは、町の方から逆にお願いするものであります。

その分の経費が年間約 1,200万円ほど光熱水費その他かかってございます。これにつきまして、

今後来年度予算編成におきまして協議していくということを考えてございます。

それから、紫織里、これは指定管理者を一括して募集している関係上、紫織里のお話もしたいと思いますが、いずれ施設の維持管理費、それから産物館、それからあとサンアールの宿泊棟関連の維持管理費、それは総括して約 500万円ほどでございます。これは、従来平成17年度までの経費とほぼ同様なんです、その中から今度は営業利益を見込んでいただいて、これは利用者に還元していただくという計画をいただいております。

それで、今回指定管理者として妥当と認め、お願いするものでございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） 16番、吉野 久君。

16番（吉野 久君） もう1点伺いますけれども、町としては将来的にこの温泉施設の整理統合を計画しているようではございますけれども、現時点でどのような形態を想定しているのか。非常に難しい問題なのかもしれませんけれども、まず現時点での考え方をお聞かせください。

議長（伊藤福章君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林宏和君） 温泉の統合につきましては、いずれ町直営でございます湯とびあ、それから六郷につきましては有限会社、それから千畑につきましては株式会社、千畑につきましては、民間の方々、農協さん、商工会さん、いろいろ出資もしていただいております。その関係で、やっぱり株主の皆さんもいらっしゃいますし、それから、あったか山につきましては、町単独の出資と。

そういったことで、余りにも形態が違うということで、その株主の方々とも協議が必要となってきます。それで、指定管理者が指定された段階で改めてそこら辺を協議していきたいと考えております。

若干それに時間がかかると思いますが、いずれ平成18年度中にはある程度方向性を見きわめたいと考えてございます。

議長（伊藤福章君） ほかに質疑ありませんか。

10番、戸沢藤一君。

10番（戸沢藤一君） この108号についてでございます。この指定以外に、あの一角にはもう1棟建物があるはずでございます。ちょっと名称を忘れましてけれども、その名称、それと、その建物については、この対象にはなってはならないのでしょうか、伺います。

議長（伊藤福章君） 農政課長。

農政課長（深澤 廣君） ただいまの質問にお答えします。

多分広場に隣接してございます農村交流館のことだと思います。それでよろしいですか。

(「はい」の声あり) レストラン紫織里の奥手にございます広場、それから体験農園、それから今ご指摘のあった農村交流館につきましては、農政課で直接管理したいと考えてございます。

議長(伊藤福章君) ほかにありませんか。

6番、中村利昭君。

6番(中村利昭君) 今一角を指定管理者と農政課で分けして管理するようなお話なんですが、あの地域については、一体の方がよろしいんじゃないでしょうかね。やはり、その区域を全般的に見て、管理する方向がよいと思いますけれども、なぜ農政課が直接というふうな、理由をお尋ねします。

議長(伊藤福章君) 農政課長。

農政課長(深澤 廣君) お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、あの一体は一体的な管理をすることが一番望ましいと考えてございます。

なぜ分離したのかというご質問でございますが、まず一つ目は、経費の削減でございます。指定管理できないかということになりますが、直接管理した場合と経費に大きな差が出ますので、私どもの方で直接管理という形にしました。

ただ、管理先をどこにするかは、一体的な管理が望ましいということもございまして、そこから辺を十分検討しながら決めたいと思います。

議長(伊藤福章君) 6番、中村利昭君。

6番(中村利昭君) 今答弁あったように、一体管理することが私は経費削減になるんじゃないのかなと思います。別指定をする方が経費削減という状況にはならないんじゃないのかなと。と申しますのは、先般の協議会で私申し上げましたが、この指定管理者というのは行政のスリム化ということなんでしょうけれども、ただ、スリム化するという段階で、町政運営もホップ・ステップ・ジャンプというふうなことがございますように、指定管理者に指定したからすぐにその成果を出せということにはやはりかなり無理もあるケースもあると思います。

そういう立場から、若干のそういう育成する期間というものは私は必要だと思います。それに、新たに別指定をするということは、ちょっと納得いかないわけなんですけれども、私はできれば一体管理させることがトータルコストが下がるというふうに感じます。

議長(伊藤福章君) 農政課長。

農政課長(深澤 廣君) ただいまのご質問でございますが、私どもで直接管理人を雇用して管理していただきたいと考えてございます。そういう意味で、指定管理者制度から外してございます。

議長（伊藤福章君） 6番、中村利昭君。

6番（中村利昭君） その経費を今の形態でやらせる額と新たに農政課でやる経費どれくらい差
ありますか。

議長（伊藤福章君） 農政課長。

農政課長（深澤 廣君） 平成18年度予算に要望してございますが、まだ額が認められてござい
ませんので、数字は差し控えさせていただきますが、レストラン紫織里と上の広場と一体的な管
理をした場合と分離して管理した場合は、分離して私どもが直営でやった方が経費が少なくて済
むということは試算してございます。

議長（伊藤福章君） 6番、中村利昭君。

6番（中村利昭君） それでは、後からその経過を見ることにしますので、よろしくお願いま
す。

議長（伊藤福章君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第 108号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 108号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 108号 指定管理者の指定については原案のとおり決しました。

議案第 109号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 日程第17、議案第 109号 指定管理者の指定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第 109号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 109号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 109号 指定管理者の指定については原案のとおり決しました。

議案第 110号の質疑、討論、採決

議長(伊藤福章君) 日程第18、議案第 110号 指定管理者の指定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第 110号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 110号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 110号 指定管理者の指定については原案のとおり決しました。

議案第 111号の質疑、討論、採決

議長(伊藤福章君) 日程第19、議案第 111号 指定管理者の指定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第 111号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 111号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 111号 指定管理者の指定については原案のとおり決しました。

議案第 112号の質疑、討論、採決

議長(伊藤福章君) 日程第20、議案第 112号 指定管理者の指定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第 112号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 112号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 112号 指定管理者の指定については原案のとおり決しました。

議案第 113号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 日程第21、議案第 113号 指定管理者の指定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第 113号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 113号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 113号 指定管理者の指定については原案のとおり決しました。

議案第 114号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 日程第22、議案第 114号 指定管理者の指定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、中村美智男君。

7番（中村美智男君） アクティセンターについてちょっと伺いますけれども、この前の説明の中では、管理者を一年ということでありました。平成18年度に建設する予定の堆肥センターと関連性があると聞きましたけれども、この完成の時にはヘルス観光にそのまま管理を委託するのかどうか、それを伺いたいと思います。

議長（伊藤福章君） 農政課長。

農政課長（深澤 廣君） お答えいたします。

今予定してございます堆肥センターが完成した際にはこのアクティセンターと一体的な管理をしたいと考えてございます。

それで、管理の委託先でございますが、現在はアクティセンターをサン・アールに委託してございますが、完成した後は、まだ考えてございません。農業関係団体に委託するのか、それとも指定管理者制度で設けるのか、これから検討することになります。

議長（伊藤福章君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第 114号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 114号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 114号 指定管理者の指定については原案のとおり決しました。

議案第 115号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 日程第23、議案第 115号 指定管理者の指定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第 115号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 115号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 115号 指定管理者の指定については原案のとおり決しました。

議案第 116 号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 日程第24、議案第 116号 指定管理者の指定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第 116号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 116号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 116号 指定管理者の指定については原案のとおり決しました。

議案第 117 号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 日程第25、議案第 117号 指定管理者の指定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第 117号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 117号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 117号 指定管理者の指定については原案のとおり決しました。

議案第 118 号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 日程第26、議案第 118号 指定管理者の指定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第 118号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 118号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 118号 指定管理者の指定については原案のとおり決しました。

議案第 119 号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 日程第27、議案第 119号 指定管理者の指定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第 119号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 119号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 119号 指定管理者の指定については原案のとおり決しました。

議案第 120号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 次に、日程第28、議案第 120号 美郷町六郷温泉施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第 120号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 120号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 120号 美郷町六郷温泉施設の設置及び管理に関する条例の制定については原案のとおり決しました。

議案第 121号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 次に、日程第29、議案第 121号 美郷町千畑複合温泉施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、杉澤隆一君。

3番（杉澤隆一君） 108号で質問すればよかったわけですが、議論伯仲しておりますので、ただいまの 121号の別紙の1ページにあります、この名称のことについてですけれども、合併前に協議会で新名称とありますが、その名称を決めるときにたしかサン・アールということに統一、

まずこの名称の欄には二つ目に千畑湯治館となっておりますが、サン・アールに統一されたような気もしますが、そして、パンフレットなど、それから看板等にもサン・アールと出ていますし、それから、サン・スポーツランドというところもここには温水プールとありますが、名称がそういうふうに変わっていると思っております。

それからもう1点は、利用料金、先ほどの説明にもありましたが、私はここはもともとできるときは湯治館ということでつくられて、湯治していただくという、利用していただくという、そういう料金だったと思います。この後、今現在灯油等の値上がりもありますし、この料金でやっていただければ、利用者の方が大変ありがたいわけですが、この料金がこれで妥当なのかどうかということもお伺いしたいと思います。以上です。

議長（伊藤福章君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林宏和君） ご質問にお答えしたいと思います。

サン・アールの名称につきましては、まず今回は愛称ということでこの名前は今後も指定管理者の方で維持されるものと考えております。ひとつよろしくお願いします。

それから、料金につきましては、今千畑ヘルス観光株式会社との協議によりまして、値段の設定につきましては、町の方で示したわけなんですけれども、これを了解した上での管理者の申し込みでございました。今後、そういう経済的な変遷がございますれば、その際はその都度協議しながら、いずれ値段の改正には議会のご承認が必要ですので、前々と進めながら検討していきたいと思っております。以上でございます。

議長（伊藤福章君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第 121号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 121号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 121号 美郷町千畑複合温泉施設の設置及び管理に関する条例の制定については原案のとおり決しました。

議案第 1 2 2 号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 次に、日程第30、議案第 122号 美郷町干畑生産物直売所の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第 122号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 122号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 122号 美郷町干畑生産物直売所の設置及び管理に関する条例の制定については原案のとおり決しました。

議案第 1 2 3 号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 日程第31、議案第 123号 美郷町道の駅雁の里農業振興施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第 123号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 123号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 123号 美郷町道の駅雁の里農業振興施設の設置及び管理に関する条例の制定については原案のとおり決しました。

議案第 124号の質疑、討論、採決

議長(伊藤福章君) 次に、日程第32、議案第 124号 美郷町手づくり工房湧子ちゃんの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第 124号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 124号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 124号 美郷町手づくり工房湧子ちゃんの設置及び管理に関する条例の制定については原案のとおり決しました。

議案第 125号の質疑、討論、採決

議長(伊藤福章君) 次に、日程第33、議案第 125号 美郷町二テコ名水庵の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第 125号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 125号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 125号 美郷町ニテコ名水庵の設置及び管理に関する条例の制定については原案のとおり決しました。

議案第 126号の質疑、討論、採決

議長(伊藤福章君) 次に、日程第34、議案第 126号 美郷町あったか山直売所の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第 126号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 126号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 126号 美郷町あったか山直売所の設置及び管理に関する条例の制定については原案のとおり決しました。

議案第 1 2 7 号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 次に、日程第35、議案第 127号 美郷町アクティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第 127号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 127号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 127号 美郷町アクティセンターの設置及び管理に関する条例の制定については原案のとおり決しました。

議案第 1 2 8 号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 次に、日程第36、議案第 128号 美郷町青少年研修施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第 128号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 128号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 128号 美郷町青少年研修施設の設置及び管理に関する条例の制定については原案のとおり決しました。

議案第 129号の質疑、討論、採決

議長(伊藤福章君) 次に、日程第37、議案第 129号 美郷町陸上競技場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第 129号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 129号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 129号 美郷町陸上競技場の設置及び管理に関する条例の制定については原案のとおり決しました。

議案第 130号の質疑、討論、採決

議長(伊藤福章君) 次に、日程第38、議案第 130号 美郷町障害者福祉施設サンワーク六郷の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第 130号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 130号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 130号 美郷町障害者福祉施設サンワーク六郷の設置及び管理に関する条例の制定については原案のとおり決しました。

議案第 131号の質疑、討論、採決

議長(伊藤福章君) 次に、日程第39、議案第 131号 美郷町いきいき館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第 131号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 131号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 131号 美郷町いきいき館の設置及び管理に関する条例の制定については原案のとおり決しました。

議案第 1 3 2 号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 次に、日程第40、議案第 132号 美郷町老人福祉センター清水苑の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第 132号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 132号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 132号 美郷町老人福祉センター清水苑の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり決しました。

議案第 1 3 3 号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 次に、日程第41、議案第 133号 平成17年度美郷町一般会計補正予算第 8号についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、森元淑雄君。

1 1 番（森元淑雄君） 学務課長にお伺いいたしますが、町長の行政報告にもございますが、耐震のことについてであります。

耐震基準の震度が今幾らなのか。

それと、マグニチュードは幾らなのか。まず、それをお答えをお伺いしたいと思います。

議長（伊藤福章君） 学務課長。

学務課長（高橋 薫君） 耐震の件でございますけれども、ここにはないんですけれども、公共工事を行って、それをどの程度まで耐えられるかという質問かと思ひまして、答えるわけでございますけれども、震度6強あるいは7に耐え得るといふような形で補強工事を行うという形で進んでおります。以上です。

議長（伊藤福章君） 11番、森元淑雄君。

11番（森元淑雄君） そうすれば、この学校の建物は補強工事が終了した時点で何年ぐらいもつと思われませんか。例えば、木造ですと、民法上30年、鉄骨だとRCは60年と言われておりますが、その辺の考え方はどうですか。

議長（伊藤福章君） 学務課長。

学務課長（高橋 薫君） 耐震の工事を行ってどのくらいもつかという質問なのか。それから、あるいは鉄骨であれば何年ぐらいもつかという、そこら辺のところ、大変微妙でございますけれども、RCであれば大概まず普通時はRCあるいは今現在W、要するに木造はほとんどない状況でございます。鉄骨づくりがほとんどでございます。まず普通50年と私は記憶してございますので、それぐらいはもつのではなからうかと。

ただ、これまでのさまざまな地震あるいはさまざまな気候の変化等で果たしてそれがそのとおりかと言いますと、私の中では現在わからないような状態でございますけれども、基本的にはそう思っております。

議長（伊藤福章君） 9番、武藤 威君。

9番（武藤 威君） 9ページの2項1目3節ですか、その中で保育所の保育料補助金関係で、延長保育について説明受けましたけれども、この延長保育ですけれども、学童保育も含めまして、きのうおととい議会開催中に教育長から、教育関係から、学務課ですか、説明を受けましたけれども、びっくりしましたけれども、そういう中にこういうものを子供たちのいる家庭だか、私の家にも来ておりますけれども、学校にいろいろなこういう事件が起きているということで、さまざまな取り組みをしているということが書かれておりますけれども、さまざまな取り組みもそれはそれなりにやっていると思ひますけれども、今国もですけれども、ニュースでもやっておりますけれども、やはり町としても、例えば各子供がどこを歩いて何と来るかというような、そういう登下校のコース等把握していると思ひますけれども、私ここで言いたいのは、また同じようなことを言ひますけれども、旧千畑の場合、仙南、六郷と違ひまして、山で二分されておるわけです。そういう中で、遠くの人たちは登校するとき、スクールバス等で面倒になって来るわけ

ですけれども、それなりにクラブとか、いろいろな文化活動とかということで、どうしてもおくれる子供がおるわけです。その帰りのスクールバスに乗れないという形で、旧千畑町では学年関係なく、何としてもできないと親たちが会社から、パートから帰って、その途中でそこに行つてつれて帰るという形で進められてきましたけれども、それがだんだんに3年生までとか、例えば家に寝たきりでも「お帰りなさい」という方がいる場合はだめだというような、いろいろ要件で、ああ困ったなという方が結構おるようです。途中で会社暇もらって迎えに行かないといけないという方も出ておるようですので、その辺このままでずっといくものだから、そこあたりを考えてくれるのか。まして、去年おとしあたりですけれども、変なおじさんが出るとかということも騒がれたときもあります。旧千畑の場合は、先ほども言いましたけれども、畑屋でいけば観音様のところと湯竹から上がっていくところと、その内村とか、そういうコースしかない。家がない。途中で家もないし、これに書かれているような方法ではちょっと行き会ったときは声をかけてくれとかと書いておりますけれども、ムジナとかタヌキは声をかけてくれるかもしれないけれども、そういう危険もあると。

だれだか一般質問でやりましたけれども、いつどこで起きるかわからない、起きやすい場所だと私は考えておりますので、延長保育の見直しももうちょっと考えた方がいいんじゃないかと。そのあたり教育長でもいいし、町長でも……。

それからもう一つ、12ページの財産管理費のところ、子供たちの送迎運行 180回くらい行っているということで、これもやはりスポ少とか、バレーとか野球とかあるそうですけれども、聞くところによりますと、野球部関係とかは毎週日曜日、夏休み中とか、借り切っているという形で、これをもうちょっとふやしてほしいと。例えば、空手の昇段試合とか、これから寒稽古で海に行ったり何かすると。親御さんたちが積み立てて、車、運転手を頼んで行ったりしていると。そういうところにも行ったら、何ばか補助をもらえないかという声もございますので、そこあたりも含めてお聞きしたいということです。お願いします。

議長（伊藤福章君） 幼児教育課長。

幼児教育課長（泉谷隆雄君） ご質問の内容ですけれども、私の分野については、学童保育に関することだと受けとめております。学童保育につきましては、放課後家に戻ってもだれもない、そういう家庭があれば、小学校の低学年を対象にして、小学校低学年ですので、具体的には小学校の3年生までを対象にして、そういう放課後保育を要する子供につきましては、町内3カ所で学童保育を行っております。

4年生、5年生になってもそういう子供さんがいれば預かってほしいという要望はありますけ

れども、施設の現状を考えますと、高学年の児童も受け入れる状況にありませんので、まずこの事業は国、県の補助もいただいておりますし、その規定では原則を小学校の低学年までというふうに定めておりますので、まず、4年生以上につきましては、1人でお留守番もできるであろうというようなことで、現在は小学校低学年までを対象にして預かっております。

それから、延長保育ということでありますけれども、幼稚園、保育園におきましての延長保育は、午後7時までお預かりをするというようなことで、それぞれの保護者も園の方に出向いて迎えに来てくれておりますので、防犯上の特別な問題は生じないというふうに思っております。以上です。

議長（伊藤福章君） 学務課長。

学務課長（高橋 薫君） 地域の危険箇所の把握という件でございますけれども、各学校におきまして、地域安全マップというものを作成しまして、危険箇所等を把握してございます。

それに基づきまして、職員あるいは保護者等の協力を得まして、巡回等を行っております。

ただ、議員ご指摘のとおり、全部が全部それでカバーできるものではございません。そういう意味に基づきまして、地域の皆さんの協力がどうしても必要かと考えてございます。今後千畑南小学校の方でも今現在やっていますけれども、地域と協力しながら、「見まもり隊」のようなものをつくってございます。今後これを各学校の方に広げるように努力してまいりますので、よろしくご協力のほどをお願いしたいと思います。

議長（伊藤福章君） 総務課長。

総務課長（森川福蔵君） 町有のバスの貸し出しに関係するかと思います。一つは、バスの運行管理規定というものを設けながらやっています。学校のいろいろなスポ少あるいは学校行事多々あるわけですが、ただ、それだけで貸すわけにいかないわけで、いろいろな福祉、老人クラブ、いろいろな団体から申請来ています。

一つの原則的には、単なる輸送、慰安等の許可は原則的にはやらないと。結局使用目的あるいは使用内容、そういうものを判断しながら、要するに担当課長の判断で申請してもらおうと。それで、一つ基本的には、バスそのものは公用車的扱いをするということですので、その点ひとつご理解願いたいと思います。

議長（伊藤福章君） 9番、武藤 威君。

9番（武藤 威君） 非常に残念ですけれども、4年生以上ということで、4年生以上は家に行き留守番するころの年だから、留守番してもらおうと。私の言っているのは、4年生でも結構4、5、6年でも結構事件に巻き込まれております。帰りの、さっき冗談まじりに言いましたけれど

も、それが一番怖いわけで、各家庭でもそういうことが心配されておるわけで、私の聞いたこととちょっと違うなど。

いずれにせよ、下校の調査とマップをつくりながらやっているということで、何とか山の方にも数行くように、今はそれなりの地域住民がそれぞれ目を光らせておられるわけですが、結構山の陰というか、そこにも子供たちがたくさんおります。だから、スポーツ関係をやりたくてもやれないと。野球のグローブ、ミット道具一式買って、親が迎えに来られないからやめないといけないというような子供さえおるわけでございますので、その辺をもうちょっとこれから考えていかなければ、我々もですけども、考えていってもらいたいということでございます。

それから、バスですけども、わかりましたけれども、どこあたりまでの範囲だか。スポーツ関係の子供たちのことばかり言いましたけれども、例えば子供たちの野球の大会までだか、練習試合までだか、それともそれなりの交流あたりまでだか、そこあたり、どういう判断で我々考えておけばいいですか。そこあたりちょっともう一回聞きます。

議長（伊藤福章君） 学務課長。

学務課長（高橋 薫君） バスの関係でどこら辺までということでしたけれども、中学校のバス、それから小学校のスポ少関係かと思えますけれども、中学校の部活であれば中体連の大会のスポーツ大会といえは中体連の大会が一応基準と考えてございます。あるいは、県の教育委員会主催の大会というふうに考えてございますので、例えば招待試合等で行われる場合については、町としてはそこまでは考えてございません。以上でございます。（「わかりました」の声あり）

議長（伊藤福章君） ほかにございませんか。

16番、吉野 久君。

16番（吉野 久君） 初日の総務課長の説明で少しおかしいなと思いましたので、2点ほど質問いたしますけれども、まず、地方交付税留保した額が2億1,000万円ほどであると、そういう話でしたけれども、普通はそういう現金があるなら予備費に計上すべきではないかなとは思いますが、その点と、それから、最初に歳出を説明し、それに伴う歳入という形での説明でしたけれども、国保会計では歳出に合わせた歳入という、そういう当然考え方をすべきでしょうけれども、一般会計の補正予算であれば、歳入に合わせた歳出を決定すべきと私は考えておりましたけれども、そこいら辺はいかがでしょうか。

議長（伊藤福章君） 総務課長。

総務課長（森川福蔵君） 地方交付税の留保分の問題かと思えます。それで、これはいろいろ考え方があろうかと思えます。当初予算ではある程度歳入欠陥が生じないように若干見込みより減

額すると。地方交付税は、大体7月の末ごろ確定してきます。その面で、その時期に予備費計上ということもあるわけですが、実は考え方の一つは、予備費にかなりの額を、膨大な額を計上するということになりますと、普通予備費流用という適用がありますので、その額が余りにも大き過ぎるということからすれば、議会にまずいちいちかけなくてもいい制度上利用ができるということなのです。

そういうことから考えますと、ある程度透明性を期しながら財政運営をしたいということで、ある意味ではその都度補正あるたびにその留保分を公表しながら、随時予算の財源運営を公表しながら運営したいということでございます。

それで、もう一つは、歳出からの説明ということですが、まず、緊急性あるいはそういうものから判断して、補正が必要とするということですので、まず、歳出をあれします。それに見合う歳入をどうするかと。まず、その分で補助金、交付金、そういうものを充当するわけですが、どうしてもそこに留保分の交付税というものがありますので、最終的には留保分で調整するというで、説明については、事前に議案を送付していますので、歳入からの説明でも結構ですが、まず歳出を説明しながら歳入を充当するという形をとっています。

議長（伊藤福章君） ほかに。

17番、深沢義一君。

17番（深沢義一君） 18ページ、8款土木費4項2目15節工事請負費についてちょっとご質問したいと思います。

このことにつきましては、中身についての質問というよりも、増額に対する体制ということで、財政大変厳しい中で今定例中にも工事請負契約の一部変更についての議案が3件ほど出されておりましたけれども、変更増額については、審査等適正に行われているものと思いますけれども、変更に至った経緯はあるにせよ、その工事内容あるいは金額において競争原理が働かない中での変更でありますので、その点についての審査は厳格に行っていただきたいと思うところであります。

そうしたことで、変更に対する特別審査等でも申しますか、チェックと申しましょうか、そういうふうな町としての対応ということ、特別行っているものなのか。あるいは、これは頭の痛いことだと思いますけれども、そういう体制というのは必要でないかなということで質問したいと思います。本来であれば、今回の議案の101、102、103のところでも質問するべきところでありましたけれども、この増額についても同じということで、質問させていただきます。

議長（伊藤福章君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林宏和君） ご質問にお答えしたいと思います。

18ページ、都市公園費につきましては、先ほど議案第 102号で変更契約のご承認はしていただきました。これにつきましては、国の補助事業でございまして、グラウンドゴルフ場整備ということで、この後精算が見込まれます。その分の予算計上をさせていただくものでございます。

これにつきましては、施工業者とも協議をしながら、まだ工事が完工していない状況の中での精算見込みと。これにつきましては、すべて国の補助対応額でございます。

それで、変更設計等の審査におきましては、当然県の審査を受けながら進めてございます。

それから、設計屋に関してもすべて国の基準に基づきながら設計指針、それから単価表は県の単価表を使いながら行ってございますので、その分は間違いないものと考えてございます。

議長（伊藤福章君） 17番、深沢義一君。

17番（深沢義一君） 18ページの工事請負費につきましてはわかりました。

私が一番聞きたいといいますが、お願いしたいというのは、先ほども申し上げましたように、変更する場合のチェック体制といいますが、これも町としてはやっぱり非常に頭の痛いことだと思います。当初の予定よりも額が上回る。今定例の3件の中でもトータルしますと、約1,200万円近くの増額になるわけですので、こうしたことに対しての競争原理の働かない中での増額に対してのチェックといいますが、審査においては厳格にやっただいていただいているものと思いますけれども、その点についてよろしくお願ひしたいということでの質問になるんですが、そのことに対して体制等特別なものはとっておられるのでしょうか。そこを聞きたいと思います。

議長（伊藤福章君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林宏和君） 今のご質問にお答えしたいと思います。

いずれ、現場内で当初設計におきまして審査等を受けながら、それから町の体制としましても、担当者があります。それも今現在の設計内容につきましては、ある程度コンサルに依存しながらも、職員がある程度精通した者が対応している状況です。

これにつきましても担当課で責任を持ちながら、中身については十分検討してございますので、今後もそういう体制でいくものと考えてございます。

議長（伊藤福章君） 助役。

助役（佐々木敬治君） 総括的に補足させていただきます。

担当課の方でいわゆる設計変更あるいは変更の理由、こういったものが上がってくるわけですが、これも、これは当然決裁という行為が必要ですので、非常に厳しくチェックしております。

ただ、本来当初設計の時点で想定できない、そういった理由であればよろしいわけですがけれど

も、例えば当初設計以前に現場を精査して、当初設計に盛り込めるような事項があるとすれば、これは私の時点で厳しく指摘しております。

したがいまして、今後設計変更、こういったものについて安易に増額、精算の減額の場合はよろしいわけですがけれども、安易に増額といったような、そういったことではなくて、盛り込めるものについては、精査した上で当初の設計に盛り込むと、こういったことで指導してまいりますので、どうかご理解願いたいと存じます。（「わかりました」の声あり）

議長（伊藤福章君） ほかにございませんか。

20番、飛澤龍右工門君。

20番（飛澤龍右工門君） 13ページの国体準備費のところでございますけれども、実は平成19年の国体の自転車ロードレースがあるわけでございますけれども、サテライトのところから西の方に一応道路というか、そういう設計測量しております。

そういう中で、西の方の道路に関しての方向性はどういうふうになっているか、ちょっと説明をお願いします。

議長（伊藤福章君） 国体準備室長。

国体準備室長（渋谷喜一君） お答えいたします。

道路の状況というよりも、そのコースを今のカントリーエレベーターのところから約450ぐらい下がったところからスタートする予定でございます。

コースはそういうコースどりをしておりますけれども、そのコースに対して危険な箇所を探しながら、今例えば安全対策をとると。そういう形の測量をしているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

議長（伊藤福章君） 20番、飛澤龍右工門君。

20番（飛澤龍右工門君） それは、今後地域、要するにサテライトの西の地域の人も当然道路が含まれると思いますけれども、それはやはり今安全の確認で設計測量されていると聞きましたけれども、その計画は、今後なされるのですか。それともできておるものですか。

議長（伊藤福章君） 国体準備室長。

国体準備室長（渋谷喜一君） 計画を示しながら、今設計を発注してございます。その段階で今作業を進めているところです。

議長（伊藤福章君） 町長。

町長（松田知己君） 自転車のロードレースコースについては、当初想定していたコースと今現在変更になっておりますので、そのことにご理解いただきたいと思います。

現段階では本館からカントリーエレベーターのところに出る道路を通過して、それから東側に向かかっていくというふうなコースになりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（伊藤福章君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第 133号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 133号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 133号 平成17年度美郷町一般会計補正予算第 8号については原案のとおり決しました。

議案第 134号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 次に、日程第42、議案第 134号 平成17年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 3号についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第 134号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 134号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 134号 平成17年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 3号については原案のとおり決しました。

議案第 135号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 次に、日程第43、議案第 135号 平成17年度美郷町老人保健特別会計補正予算第 2号についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第 135号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 135号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 135号 平成17年度美郷町老人保健特別会計補正予算第 2号については原案のとおり決しました。

議案第 136号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 次に、日程第44、議案第 136号 平成17年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第 5号についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

9番、武藤 威君。

9番（武藤 威君） 下畑屋、羽貫谷地の水質調査とでも言いますか、水を改善したいということで調査しておりますけれども、残念にだめだという報告を受けました。

それで、今度は今まである施設の水関係を調べながら、もしそれができればそれに対応するということが言われましたけれども、そこでですけれども、実は私事ですけれども、まだ議員やっていないときですけれども、南小学校から大畑に行くところで、塚の簡易水道があるわけですが、あそこに私躯体の方の仕事をしておりましたので、その横で町ではヒューム管、潜函とでもいいますか、ヒューム管を上から入れていく仕事をしておりました。それで、最初から最後まで毎日のように見ることができまして、ところが、あのヒューム管が地層が片方が柔らかかったのか、固い岩石にぶつかったせいか、ちょっと斜めに入ってしまったということで、これは直さなければいけないということで、たしかあのとき男鹿から潜水夫が来て、ボルトを締めてタコみたいな、あの人が来て、中に入りました。それも一部始終、下は見えませんが、見ておりました。固い方を崩してだんだんに直していくと。矯正していくという作業のようでしたけれども、とても水の量が吹き出してきて、流れが多くて、人が入ってられないという形で、この水は相当使えるのではないかと。そこに学校あるけれども、学校の三つ四つぐらいいいところではないかという、それは調べたわけではないですからわかりませんが、その後、その水の量が大体何ぼぐらい出ているものか町で把握しているものか。

それからもう一つ、もしあそこを使うとなれば、使うように調査する場合、例えばあれを利用している方ですけれども、利用率が何%ぐらいいっているか。そこあたりもし把握していれば、相当別になっていると思うんで、かつては30%とか、そういうふうに言われたときもございましたので、そこあたりを何としてクリアしていくか。そこあたりを聞きたいと思います。

そうでなくても、あの当時は、本管1メートル、要するに上下水やって、10万円以上かかると言われた時代でございますして、今もっと高くなっているかもしれない。それはよくわかりませんが、そこあたりを聞いておきたいなと思っておりますので、関係課長お願いします。

議長（伊藤福章君） 建設課長。

建設課長（照井一夫君） 今の塚地区の畑屋簡易水道のことでしょうか。（「はい」の声あり）水量そのものは、現在間に合っているといいますが、水量は十分だと。

ただ、いわゆる羽貫谷地、そういう方面にそれだけの水量が出るのか出ないのか。これは調査をしてみなければわからないわけです。そこまでは把握してございません。

それから、利用率でございますけれども、利用率は、これはほぼ870人ほどの給水人口なわけでございますが、ほぼ100近い数字で加入をしております。（「本当か。ちゃんと言った方がいいよ。何%ですか」の声あり）申しわけございませんが、この地区についてのパーセントははっきりしたパーセントはここに持ち合わせてございませんので、後でご報告させていただきます。

議長（伊藤福章君） 9番、武藤 威君。

9番（武藤 威君） やはり、絶えずというより、今下畑屋、羽貫谷地も上畑屋のはじっこあたりから大曲市の川ノ目、それから角間川、それから仙南の飯詰の駅のあたりまで昔から水に悩まされてきたところで、下さ掘ったというから、商売人だからいかべなと思っていたけれども、大抵の人は容易でないところに掘ってくれたなど。恐らく容易でないんじゃないかということで、水源地の水を見るのは本当に至難の技だと思います。

しかしながら、下畑屋、羽貫谷地の人たちは1日も早くきれいな水を飲みたいということで念願しておるわけございまして、早目に対処していただきたい。

それから、やはり、これは後でも絶対議員みんな知っておきたいと思いますし、やっぱり水道関係を考える場合、やっぱり今の水源地で例えば一丈木、塚、大体何軒あって、何%の利用率か、施設入っているかと。それでなくても、今正直言って容易でないです。例えば、たしか上下水道の施設がせっかくそういう施設があるから、加入したいけれども、その際に便所は作り直さなければできないし、ふる場も作り直さなければできない。中にはついでに台所もと。最低は便所つくらなければそれをやらないと。100万円、200万円かかると。やはり低利子で町でそういう資金も出しながら、そういうものにどんどんと加入してくださいというような宣伝もこれからどんどんと必要になってくるだろうし、そうでなければ、せっかくつくった施設もだめになるし、自然も壊れていくと。香りは少なくなりましたけれども、まだまだあるようです。恐らく90何%ではないかと思います。その辺後で調べてお願いします。以上です。

議長（伊藤福章君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

議案第 136号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第 136号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 136号 平成17年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第 5号については原案のとおり決しました。

皆様にお諮りします。昼食の時間ですが、審議を続行させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) それでは、続行させていただきます。

議案第137号の質疑、討論、採決

議長(伊藤福章君) 次に、日程第45、議案第137号 平成17年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号についてを議題とします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

議案第137号についてこれより採決いたします。

お諮りします。議案第137号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、議案第137号 平成17年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第4号については原案のとおり決しました。

陳情第10号の質疑、討論、採決

議長(伊藤福章君) 日程第46、陳情第10号 佐竹公館址の拡張、環境整備に関する陳情書についてを議題とします。

この陳情の審査は、教育民生常任委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長、熊谷隆一君、登壇願います。

(教育民生常任委員長 熊谷隆一君 登壇)

教育民生常任委員長(熊谷隆一君) 12月13日の本会議において審査を付託されました陳情第10号 佐竹公館址の拡張、環境整備に関する陳情書について、12月15日午前10時より委員会を開催し、慎重に審査しました。

その結果、願意は妥当であり、採択が相当であるという委員会としての意見の一致を見ましたので、ご報告いたします。

議長(伊藤福章君) ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

18番、高橋正治君。

18番(高橋正治君) たしかこれは2001年3月に文化財としてこの場所は指定されていると思いますけれども、ただ、私がちょっと気になるのは、個人所有地があるということについて、もしこのまま遂行していく場合、後々、例えばよくあることですが、先代がいいと言ったけれども、息子がだめだとかという話がよくある話ですので、その辺もいろいろ考慮しながら、慎重に、例えば文化財審議委員会ですか、あると思いますけれども、その辺の意見も聞きながらやっていくべきではないかと思えますけれども、そういう意見など出なかったんでしょうか。

議長(伊藤福章君) 教育民生常任委員長、熊谷隆一君。

教育民生常任委員長(熊谷隆一君) 私たち、千畑地区の議員あるいは仙南地区出身の議員におかれましては、その経緯、事情についてよくわからなかったというのが本当のところでありまして、六郷地区の出身議員であります議員の方々に説明を求めました。

前々からそういう話あるいは検討されておるということでございまして、その内容を十分意見を聞きながら、みんなで協議した結果、採択が相当という意見の一致を見ましたので、ご理解を賜りたいと思います。

議長(伊藤福章君) 18番、高橋正治君。

18番(高橋正治君) わかりました。

これもしやるという方向に行けば、相当の金額がかかるものと推定されますので、これからも慎重に進めていっていただきたいと、かように思います。以上です。

議長(伊藤福章君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。陳情第10号について、ただいま委員長報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第10号 佐竹公館址の拡張、環境整備に関する陳情書については委員長報告どおり採択と決しました。

陳情第11号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 日程第47、陳情第11号 介護保険の改善を求める陳情書についてを議題といたします。

この陳情の審査を教育民生常任委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長、熊谷隆一君。

（教育民生常任委員長 熊谷隆一君 登壇）

教育民生常任委員長（熊谷隆一君） 12月13日の本会議において審査を付託されました陳情第11号 介護保険の改善を求める陳情書について、12月15日午前10時より委員会を開催し、慎重に審査しました。

その結果、願意は妥当であり、採択が相当であるという意見多数により、委員会として決しましたので、ご報告いたします。

議長（伊藤福章君） ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。陳情第11号について、ただいま委員長報告のとおり採択とすることにご異

議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第11号 介護保険の改善を求める陳情書については委員長報告どおり採択と決しました。

陳情第12号の質疑、討論、採決

議長(伊藤福章君) 日程第48、陳情第12号 患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかる医療」を求める陳情書についてを議題といたします。

この陳情の審査を教育民生常任委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長、熊谷隆一君。

(教育民生常任委員長 熊谷隆一君 登壇)

教育民生常任委員長(熊谷隆一君) 12月13日の本会議において審査を付託されました陳情第12号 患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかる医療」を求める陳情書について、12月15日午前10時より委員会を開催し、慎重に審査しました。

その結果、願意は妥当であり、採択が相当であるという委員会としての意見の一致を見ましたので、ご報告いたします。

議長(伊藤福章君) ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。陳情第12号について、ただいまの委員長報告のとおり採択とすることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第12号 患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかれる医療」を求める陳情書は採択と決しました。

陳情第13号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 日程第49、陳情第13号 社会保障制度充実と最低保障年金制度創設を求める陳情書についてを議題といたします。

この陳情の審査を教育民生常任委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長、熊谷隆一君。

（教育民生常任委員長 熊谷隆一君 登壇）

教育民生常任委員長（熊谷隆一君） 12月13日の本会議において審査を付託されました陳情第13号 社会保障制度充実と最低保障年金制度創設を求める陳情書について、12月15日午前10時より委員会を開催し、慎重に審査しました。

その結果、願意は妥当であり、採択が相当であるという委員会としての意見の一致を見ましたので、ご報告いたします。

議長（伊藤福章君） ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。陳情第13号について、ただいまの委員長報告のとおり採択とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第13号 社会保障制度充実と最低保障年金制度創設を求める陳情書は委員長報告のとおり採択と決しました。

陳情第14号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 日程第50、陳情第14号 庶民大増税の中止をもとめる陳情書についてを議題といたします。

この陳情の審査を総務常任委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長、澁谷俊二君、登壇願います。

（総務常任委員長 澁谷俊二君 登壇）

総務常任委員長（澁谷俊二君） ご報告申し上げます。

12月13日の本会議において審査を付託されました陳情第14号 庶民大増税の中止をもとめる陳情書について、12月15日午前10時より委員会を開催し、慎重に審査しました。

その結果、願意は妥当であり、採択が相当であるという委員会としての意見の一致を見ましたので、ご報告申し上げます。

議長（伊藤福章君） ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。陳情第14号について、ただいまの委員長報告のとおり採択とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第14号 庶民大増税の中止をもとめる陳情書は委員長報告のとおり採択と決しました。

陳情第15号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 日程第51、陳情第15号 陳情書 子宮頸ガン検診の逐年施行のお願いについてを議題といたします。

この陳情の審査を教育民生常任委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長、熊谷隆一君、登壇願います。

（教育民生常任委員長 熊谷隆一君 登壇）

教育民生常任委員長（熊谷隆一君） 12月13日の本会議において審査を付託されました陳情第15号 子宮頸ガン検診の逐年施行の陳情書について、12月15日午前10時より委員会を開催し、慎重に審査しました。

その結果、願意は妥当であり、採択が相当であるという委員会としての意見の一致を見ましたので、ご報告いたします。

議長（伊藤福章君） ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。陳情第15号について、ただいま委員長報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第15号 陳情書 子宮頸ガン検診の逐年施行のお願いの陳情書は委員長報告のとおり採択と決しました。

陳情第16号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 日程第52、陳情第16号 安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改善を求める陳情書についてを議題といたします。

この陳情の審査を総務常任委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。総務常

任委員長 澁谷俊二君、登壇願います。

(総務常任委員長 澁谷俊二君 登壇)

総務常任委員長(澁谷俊二君) ご報告申し上げます。

12月13日の本会議において審査を付託されました陳情第16号 安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改善を求める陳情について、12月15日午前10時より委員会を開催し、慎重に審査しました。

その結果、願意は妥当であり、採択が相当であるという委員会としての意見の一致を見ましたので、ご報告申し上げます。

議長(伊藤福章君) ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。陳情第16号について、ただいまの委員長報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第16号 安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改善を求める陳情書は委員長報告のとおり採択と決しました。

陳情第17号の質疑、討論、採決

議長(伊藤福章君) 日程第53、陳情第17号 地方交付税、地方財政の確保に向けた意見書採択を求める陳情書についてを議題といたします。

この陳情の審査を総務常任委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長、澁谷俊二君。

(総務常任委員長 澁谷俊二君 登壇)

総務常任委員長（澁谷俊二君） ご報告申し上げます。

12月13日の本会議において審査を付託されました陳情第17号 地方交付税、地方財政の確保に向けた意見書採択を求める陳情書について、12月15日午前10時より委員会を開催し、慎重に審査しました。

その結果、願意は妥当であり、採択が相当であるという委員会としての意見の一致を見ましたので、ご報告申し上げます。

議長（伊藤福章君） ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。陳情第17号について、ただいまの委員長報告のとおり採択とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第17号 地方交付税、地方財政の確保に向けた意見書採択を求める陳情書は委員長報告のとおり採択と決しました。

陳情第18号の質疑、討論、採決

議長（伊藤福章君） 日程第54、陳情第18号 法務局の増員に関する陳情についてを議題といたします。

この陳情の審査を総務常任委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 澁谷俊二君。

（総務常任委員長 澁谷俊二君 登壇）

総務常任委員長（澁谷俊二君） ご報告申し上げます。

12月13日の本会議において審査を付託されました陳情第18号 法務局の増員に関する陳情につ

いて、12月15日午前10時より委員会を開催し、慎重に審査しました。

その結果、願意は妥当であり、採択が相当であるという委員会としての意見の一致を見ましたので、ご報告申し上げます。

議長（伊藤福章君） ただいまの委員長報告に対して質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。陳情第18号について、ただいまの委員長報告のとおり採択とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第18号 法務局の増員に関する陳情は委員長報告のとおり採択と決しました。

ここで暫時休憩いたします。

（午後0時26分）

議長（伊藤福章君） 休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

（午後0時29分）

議長（伊藤福章君） ただいま配付しました追加日程表のとおり議案が提出されております。

これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加して議題とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

(午後0時30分)

議長(伊藤福章君) 休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

(午後0時31分)

発議第15号の上程、採決

議長(伊藤福章君) 追加日程第1、発議第15号 患者・国民負担増計画の中止と「保険で安心してかかれる医療」を求める意見書を議題といたします。

発議案を朗読いたします。意見書案の朗読は省略いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(伊藤福章君) ただいまの発議は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略し、質疑、討論についても省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

これより発議第15号について採決いたします。

お諮りします。発議第15号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第15号は原案のとおり可決されました。

発議第16号の上程、採決

議長(伊藤福章君) 追加日程第2、発議第16号 社会保障制度充実と最低保障年金制度創設を求める意見書の提出についてを議題といたします。

発議案を朗読させます。なお、意見書案の朗読は省略いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(伊藤福章君) ただいまの発議についても説明を省略し、質疑、討論についても省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

これより発議第16号について採決いたします。

お諮りします。発議第16号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第16号は原案のとおり可決されました。

発議第17号の上程、採決

議長(伊藤福章君) 追加日程第3、発議第17号 庶民大増税の中止をもとめる意見書の提出についてを議題といたします。

発議案を朗読させします。なお、意見書案の朗読は省略いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(伊藤福章君) ただいまの発議についても説明を省略し、質疑、討論についても省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

これより発議第17号について採決いたします。

お諮りします。発議第17号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(伊藤福章君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第17号は原案のとおり可決されました。

発議第18号の上程、採決

議長（伊藤福章君） 追加日程第4、発議第18号 安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

発議案を朗読させします。なお、意見書案の朗読は省略いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） ただいまの発議についても説明を省略し、質疑、討論についても省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

これより発議第18号について採決いたします。

お諮りします。発議第18号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第18号は原案のとおり可決されました。

発議第19号の上程、採決

議長（伊藤福章君） 追加日程第5、発議第19号 地方交付税、地方財政の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

発議案を朗読させします。なお、意見書案の朗読は省略いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） ただいまの発議についても説明を省略し、質疑、討論についても省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

これより発議第19号について採決いたします。

お諮りします。発議第19号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第19号は原案のとおり可決されました。

発議第20号の上程、採決

議長（伊藤福章君） 追加日程第6、発議第20号 法務局の増員に関する意見書の提出についてを議題といたします。

発議案を朗読させします。なお、意見書案の朗読は省略いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） ただいまの発議についても説明を省略し、質疑、討論についても省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

これより発議第20号について採決いたします。

お諮りします。発議第20号について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第20号は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査及び継続調査について

議長（伊藤福章君） 追加日程第7、閉会中の継続審査及び継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から審査中の事件等について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（伊藤福章君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定をいたしました。

閉会の宣告

議長（伊藤福章君） 以上で今期定例会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これもちまして平成17年第11回美郷町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さんでした。

（午後0時38分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成17年12月16日

美郷町議会議長 伊 藤 福 章

署名議員 中 村 美 智 男

署名議員 泉 美 和 子